

令和2年(行ツ)第28号 ほか11件 選挙無効請求上告事件  
上告人 鶴本圭子 ほか40名  
被上告人 東京都選挙管理委員会 ほか40名

弁論要旨書

令和2年10月21日

○ 最高裁判所大法廷 御中

被上告人ら指定代理人

武 笠 圭



菊 地 憲



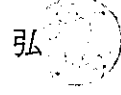
澁 谷 勝



平 井 直



丹 崎



- 1 この裁判では、昨年7月の参議院議員通常選挙（参議院選挙，本件選挙）について、選挙区割りを定めた公職選挙法の定数配分規定（平成30年7月25日法律第75号による改正後の公職選挙法14条1項，別表第三）の合憲性，いわゆる一票の格差の合憲性が争われています。

結論から述べますと、本件定数配分規定は合憲であり、本件選挙は適法ですので、上告は棄却されるべきです。これから、その理由を述べます。

- 2 国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることは、選挙制度の最大の目的です。憲法は、この「公正かつ効果的な代表」を実現するため、選挙制度の仕組みの決定を、国権の最高機関である国会の裁量に委ねています。

それゆえ、憲法が要求する投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、他の政策的目的との関連において調和的に実現されるべきものです。

したがって、定数配分規定が違憲とされるのは、1点目として、他の政策的目的を考慮しても、投票価値の不均衡に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていること、2点目として、その状態が当該選挙までに是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えること、この2点をいずれも充たす場合に限られるものと解するべきです。

以上の考え方は、昭和58年大法院判決以降、参議院選挙の定数訴訟に関する大法院判決において、繰り返し採用されてきたところです。

- 3 また、憲法は、二院制を採用し、衆議院より任期が長く、解散制度のない参議院には、「良識の府」として、多角的かつ長期的な視点から民意を反映させ、衆議院と異なる独自の機能を発揮させることを予定しています。そのため、憲法は、参議院の選挙制度には、人口比例を重視する衆議院とは異なる観点からの政策的目的が十分に反映されるよう考慮することを求めていると解されます。

- 4 さらに、我が国の国政選挙では、都道府県及び市区町村という行政単位を基本として選挙区割りが決定されていますが、これには重要な理由があります。

都道府県や市区町村は、それぞれに歴史があり、政治・経済、社会、文化などの多面において、独特の意義、役割を有しています。また、「市民」「県民」といった呼び方が社会に定着しているとおり、国民の多くが都道府県や市区町村に一定の帰属意識を持っています。

このような意義ないし実体を有する都道府県という行政単位は、そこに居住する人口の総和を超えるものとして、政治的に一つのまとまりを有する単位としての重要な意義があります。これをもって選挙区割りの基本とすれば、各都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味することができる上、恣意的な選挙区割りを回避することができるという大きな利点もあります。

そのため、都道府県という行政単位は、「公正かつ効果的な代表」という目標を実現する上で、多角的かつ長期的な視点から民意を集約する際の基本単位として、ふさわしいということができます。

特に参議院は、衆議院よりも議員定数が少なく、憲法によって3年ごとに半数を改選するものとされていることから、投票価値の平等との調和を保つ観点からも、広域の行政単位である都道府県を基本単位とすることには、十分合理性があります。

そして、都道府県を選挙区割りの基本単位とする意義は、全国知事会などの決議、全国35にも及ぶ県議会の決議などにおいても、繰り返し明らかにされています。例えば、比較的人口の少ない県である福井県内からは、『『都市と地方の支え合い』という我が国のかたちを踏まえ、国土の重みを考えず、人口だけに偏った安易な平等主義だけでは、国は保てない』といった声も挙がっています（乙28の32、福井県あわら市議会意見書）。国会は、これらの意見にも真摯に耳を傾けることが求められます。

このように、参議院選挙において、都道府県を選挙区割りの基本単位とすることは、国会による裁量権の行使として合理的なものといえます。平成29年大法廷判決も、都道府県は「政治的に一つのまとまりを有する単位である」として、その意義等を考慮して選挙区の単位とすることの合理性を認めています。

5 ところで、国会は、参議院選挙に関し、平成27年7月に公職選挙法を改正しました。その内容は、都道府県単位の選挙区を極力尊重しつつも、投票価値の不平等状態を解消するために、参議院の創設以来初めて合区を導入するものでした。その結果、平成28年の参議院選挙当日における投票価値の最大較差は、1対3.08と、3倍を僅かに超える程度にまで大幅に減少し、投票価値の不平等状態は解消されました。

平成29年大法廷判決でも、このように較差が是正されたことなどが考慮されて、平成28年の参議院選挙当時、投票価値の不均衡は著しい不平等状態ではなかった旨判示されています。

- 6 引き続き、国会は、参議院選挙に関し、平成30年にも公職選挙法を改正し、その結果、投票価値の最大較差は1対2.985と、平成28年の参議院選挙当時からも更に縮小しました。

平成30年改正に至る過程では、合区対象県における投票率の低下や、「合区反対」などと記載された無効票の発生など、合区対象県に弊害が生じ、合区に反対する意見もありました。

国会は、合区に反対する意見にも真摯に耳を傾けつつ、合区を前提とする選挙区割りを維持しながら、投票価値の更なる縮小を図る平成30年改正を実現したのです。このような国会の姿勢は、投票価値の不平等状態を解消させた平成27年改正を評価し、将来の較差是正に向けた国会の取組を注視する姿勢を示した平成29年大法廷判決の趣旨を尊重するものといえます。

本件選挙では、最大較差は福井県選挙区と宮城県選挙区との間の1対3.00となり、しかも、宮城県選挙区以外に較差が3倍以上となった選挙区はありません。平成29年大法廷判決で合憲とされた前回参議院選挙における最大較差と比べても、更に較差が縮小した事実は、高く評価されるべきです。

- 7 平成30年改正に当たっては、法案の審査を担当した参議院の特別委員会において、「今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと」などを内容とする附帯決議がされました。国会は、再び過去にあったような大きな較差を生じさせないように配慮をした上で、更なる選挙制度改革の検討を継続する意思を示しているといえることができます。

- 8 以上のとおり、本件定数配分規定は、憲法で認められた国会の裁量権の行使として合理的なものであり、本件選挙当時も、投票価値の較差は違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態ではなく、合憲というべきです。

以上